

## 日本混相流学会 維持会員の特典

平成 16 年 12 月 18 日  
日本混相流学会 理事会

日本混相流学会(以下、学会と略記する)は、平成 16 年 12 月 18 日に開催された平成 16 年度第 3 回理事会において、維持会員の特典を以下のとおり決定し、平成 17 年 1 月 1 日より施行することとした。

### I. 学会運営に関する権利

維持会員として登録された機関(注 1)は、維持会費の口数に依存せず、一機関あたり個人正会員 1 名に相当する下記の権利を有する。

- (1) 総会に出席し、議決権 1 票を行使することができる(出席しない場合は委任できる)。
- (2) 役員等の選挙、その他の投票に際して個人正会員 1 名と同じ権利を行使することができる。

注 1: 同一法人内において複数の事業所が維持会員として登録されている場合には、それぞれの事業所を独立の一機関と定義する。法的に法人格を有しない組織においても同様である。以下同様。

### II. 学会が発信する情報を受ける権利

維持会員として登録された機関は、維持会費一口あたり個人正会員 1 名に相当する下記の情報を受取る権利を有する。

- (1) 学会誌
- (2) その他、学会が個人正会員宛てに発信する情報

### III. 学術的会合等への参加

維持会員として登録された機関に所属する社員・役職員は、維持会費 1 口当たり 5 名を限度として、個人正会員と同じ資格で、学会が主催する講演会等の学術的会合及びその他の講習会等に参加することができる。

### IV. 広告費の減免と企業紹介記事の掲載

- (1) 維持会員として登録された機関が、学会が発行する学会誌、書籍、講習会等の資料、及び年会・講演会、シンポジウム等の学術的会合の要旨集あるいはプロシーディングス等に、学会が定める規定にしたがって広告掲載を希望する場合、その広告掲載費については、維持会費の口数に依存せず、定価に対して所定の割合を減免する。
- (2) 維持会員として登録された機関は、学会が発行する学会誌に、年 1 回、2 ページ以内を限度として、掲載料を負担することなくその機関の紹介記事(例えば、機関が実施している研究の紹介、あるいは製品紹介など)を掲載することができる。ただし、記事の作成と掲載は学会編集委員会の方針と規定によるものとする。

以上